

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------------|
| 24 | 令和6年度富士河口湖町住民税非課税世帯給付金支給事務基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は、令和6年度富士河口湖町住民税非課税世帯給付金支給事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------|---|
| ①事務の名称 | 令和6年度富士河口湖町住民税非課税世帯給付金支給事務 |
| ②事務の概要 | ●令和6年度富士河口湖町住民税非課税世帯給付金は、物価高による負担増を踏まえ、価格高騰の負担感が大きい世帯への支援として、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給する。また、対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯には、児童1人当たり2万円を加算して支給する。 事業を実施するにあたり、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に基づき、①支給要件の判定②支給口座情報の取得③支給の実施事務において特定個人情報を取り扱う。 |
| ③システムの名称 | 住民税非課税世帯給付金システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 住民税非課税世帯給付金支給事務特定個人情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第135の項 ・公的給付法第10条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉推進課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉推進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 富士河口湖町福祉推進課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-6028 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 富士河口湖町福祉推進課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-6028 |

| | | |
|----------------|--|---------|
| 9. 規則第9条第2項の適用 | | []適用した |
| 適用した理由 | | |

II しきい値判断項目

| | | |
|--|--|--|
| 1. 対象人数 | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | | 令和6年12月13日 時点 |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | | 令和6年12月13日 時点 |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|-------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | |
|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | |
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | |

| | | |
|---|--|---|
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)により示された留意事項等を遵守している。 | |

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]
[選択肢]
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] [選択肢] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 番号法29条の2(研修の実施)及び富士河口湖町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱第11条(教育研修)に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、毎年計画的に教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 |

